

をうみ付たる時分取て、此方の池川に入れば、二年の後魚多く出来る物なり、又魚の苗を飼立る事は、池河にて、小き魚を、網にて多く取、小池に入をき、鷄鳴の卵の黄なる所を以飼ひ、又大麥の粉、炒豆の粉を入れて飼立れば、ほどなくふとる物なり、されども鷄子は費多し、麥豆稗の類を用ゆべし、さて一尺許にふとりたる時、大池に移すべし、野菜又は草をさざみて多く入べし、春秋など死たる牛馬の肉をとり、細かに切、いりたる米のぬかとにぎりませ、是を鯉鮒に飼へば、俄にふとる物なり、田舎にては此才覺なりやすし、又湖のさし入所をすをきびしく立魚のもれざるやうに、いかにも堅固にしきをき、鱸鰐膾殘魚、此外も汐の入る池の中に飼立て、ふとりさかゆる物多し、是又餌を考へて養べし、又水畜の池に同類を食し、害をなす魚あり、ゑらびて同じ池に入るべからず、鱸鰐取分他の小魚を食ものなり、必これを入べからず、○中又小池の魚に虱の付事あり、松葉を多く池の中に入るべし、たちまち虫除物なりとゑるし置り、

〔經濟要錄六〕飼魚第二

大海ニ遠ク隔リタル國ハ、鮮魚ニ乏キコト往々皆然リ、故ニ雞豚狗彘ノ畜、其時ヲ失フコト無シト雖モ、人民常ニ厚味ノ食物ノ足ラザルニ困ム、且又皇國ハ、土地ニ比スレバ人民甚ダ多ク、漢土ノ如ク數罟洿池ニ入ラザル而已ニテ、魚鱉勝テ食フベカラザルノ多キニ至ルコト能ハズ、是故ニ魚類ヲ飼ヒ作ルノ法アリ、海濱ニ遠キ國ニ於テハ殊更必用ノ事ナリ、乃沼池溝等凡地窟ニテ水ノ溜ル所ニハ鯉、鮒、鰻、鱈、鯛、溪鰐、鱗魚、圓魚、泥鰌ノ類ヲ飼ヒ、流水ニハ鱸、魚鱈、鮭、鰩、鬚鰨、胡、石伏魚、紅鯧、白魚、鰐ノ類ヲ作ルベシ、此等ノ魚ハ各自ニ養フ法アリテ、能ク其法ヲ行フトキハ、夥シク滋息シテ、暫時ノ間ニ成長スル者ナリ、會津ヤ信濃ニテハ、鯉ヲ飼ニ養蠶ノ絲ヲ取タル跡ノ蛹ヲ用ニ、成長スルモ快疾ズ、且又大ハ小ヲ食フガ故ニ、蕃息スルコト甚ダ少シ、若夫鯉ヲ飼ハシコトヲ欲セ